

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十号

広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則

広島県立三次看護専門学校学則（昭和五十四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

「第十章 寄宿舎（第二十九条）」	「第十章 学校評価及び情報提供（第二十九条）」
「第十一章 雑則（第三十条）」	「第十一章 寄宿舎（第三十一条）」
「第十二章 雑則（第三十二条）」	

条・第三十条

に改める。

第十八条の二第二項中「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改め、同項第十一号中「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

第三十条を第三十二条とする。

第十一章を第十二章とする。

第十章中第二十九条を第三十一条とする。

第十章を第十一章とし、第九章の次に次の一章を加える。

第十章 学校評価及び情報提供

（学校評価）

第二十九条 本校は、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、本校の実情に応じ、適切な項目等を設定して行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第三十条 本校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

別記様式第一号及び別記様式第二号中

年月日	年月日
昭和	年 月 日
	（ 歳）

「生年月日
昭和
平成
年 月 日
(歳)」

に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。